

都道府県知事 殿
政令市長

環境省水・大気環境局長
(公印省略)

土壤汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号）」の一部改正について

平成28年4月15日に「土壤の汚染に係る環境基準の追加及び地下水の水質汚濁に係る環境基準における項目名の変更並びに土壤汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う土壤汚染対策法の運用について（環水大土発第1604151号）」により通知したとおり、平成29年4月1日付けで、土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第74号）等が施行され、土壤汚染対策法の特定有害物質としてクロロエチレンが追加される。

今般、これらを踏まえ、下記のとおり、土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号。以下「施行通知」という。）の一部を改正することとしたので、御了知の上、貴管下市町村及び汚染土壌処理業者にも必要に応じ周知方お願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 土壤汚染対策法の特定有害物質の追加に伴う改正

- 1 施行通知中「25種」を「26種」に改めること。
- 2 第3の1（5）表を別紙1新旧対照表のとおり改正すること。
- 3 第3の1（6）⑤を別紙2新旧対照表のとおり改正すること。

第2 その他の改正

第3の1中「法第3条第1項ただし書、第4項及び第5項」を「法第3条第1項ただし書、第5項及び第6項」に改め、「法第3条第2項」を「法第3条第3項」に改め、「法第3条第3項」を「法第3条第4項」に改め、「法第3条第4項」を「法第3条第5項」に改め、「法第3条第5項」を「法第3条第6項」に改めること。

別紙1 施行通知第3の1(5)表 新旧対照表

改 正 後		現 行	
過去の調査結果に係る特定有害物質や使用等の履歴が明らかとなった特定有害物質	その分解生成物である特定有害物質	過去の調査結果に係る特定有害物質や使用等の履歴が明らかとなった特定有害物質	その分解生成物である特定有害物質
<u>1,1-ジクロロエチレン</u>	<u>クロロエチレン</u>	(新設)	(新設)
<u>シス-1,2-ジクロロエチレン</u>	<u>クロロエチレン</u>	(新設)	(新設)
テトラクロロエチレン	<u>クロロエチレン</u> 、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	<u>クロロエチレン</u> 及び1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	<u>クロロエチレン</u> 、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	<u>クロロエチレン</u> 、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン

別紙2 施行通知第3の1(6)⑤ 新旧対照表

改 正 後			現 行		
⑤ 試料採取等対象物質の種類ごとに行うべき試料採取等の種類 試料採取等の方法は、試料採取等対象物質の種類ごとに、表のよう こととする(規則第6条第1項)			⑤ 調査対象物質の種類ごとに行うべき試料採取等の種類 試料採取等の方法は、試料採取等対象物質の種類ごとに、表のよう こととする(規則第6条第1項)		
分類	試料採取等対象物質	試料採取等の方法	分類	調査対象物質	試料採取等の方法
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン	土壌ガス調査(土壌ガス調査において特定有害物質が検出された場合には、深部土壌の溶出量調査を含む。)	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	(新設) 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン	土壌ガス調査(土壌ガス調査において特定有害物質が検出された場合には、深部土壌の溶出量調査を含む。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)